

令和6年度 第4回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和6年7月12日(金)午後2時00分から3時

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (28人)

1番 勝又忠好君	2番 杉山道洋君
3番 加藤由富君	
5番 岩瀬茂君	6番 勝又政昭君
7番 長田守正君	8番 坂本登志雄君
9番 伊倉ふさ子君	10番 勝亦里沙君
11番 小宮山光文君	12番 小宮山勉君
13番 鎌野博之君	14番 山崎嘉幸君
15番 芹沢重徳君	16番 勝又高君
17番 田代速夫君	
19番 鈴木政信君	20番 土屋直人君
21番 小林武治君	22番 大庭省一君
23番 勝亦康雄君	24番 勝又保明君
25番 渡辺義文君	
27番 杉山光利君	28番 石田澄夫君
29番 滝口恵治君	30番 杉山裕君
31番 林良三君	

欠席委員 (3人)

4番 立道和策君	18番 内田元和君
26番 勝又光明君	

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告
報第6号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
報第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 農地法に関する議案
議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について
議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
議案第14号 非農地証明申請書の決定について
- 7 農業経営基盤強化促進法に関する議案
議案第15号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 農業委員会に関する議案
議案第16号 令和7年度農地利用最適化施策に関する意見
及びその他農業施策に関する要望事項の提出について
- 9 その他
- 10 閉 会

農業委員会事務局職員

遠藤 英樹 浅水 隆司 石田 真由美 石田 萌乃 遠藤 慎也 大川 将広 田代 欣三

会議の概要

- 事務局長 ただ今から令和6年度第4回御殿場市農業委員総会定例会を開会いたします。議案書をおめくりいただきまして、こちらの日程どおりに進行をさせていただきます。
- 会長 --会長挨拶--
- 事務局長 ありがとうございました。本日の出席の報告ですが、4番立道和策委員、18番内田元和委員、26番勝又光明委員が欠席となります。出席委員が過半数を超えており、本会議が成立することを報告します。農業委員会総会会議規則 第4条の規定により、小宮山会長を議長として進めていただきます。
- 事務局長 会長よろしくお願ひいたします。
- 会長 これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしくお願ひいたします。
- 会長 日程3 議事録署名人の指名ですが、7番長田守正委員、8番坂本登志雄委員よろしくお願ひします。
- 会長 日程4 会議書記の指名ですが、石田書記を指名いたします。
- 会長 日程5 農地法に関する報告事項に入ります。
報第6号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。
- 事務局 議案書の1ページをお願ひします。
報第6号御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和6年7月12日報告。今月の4条の届出は1件です。

(番号1について内容の読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。
- 会長 ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)
- 会長 報告事項でございますので、ご了承お願ひします。
- 会長 続きまして、報第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について 事務局より報告を求めます。

事務局

議案書の2ページをお願いします。

報第7号御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和6年7月12日報告。今月の5条の届出は3件です。

(番号1～3について内容の読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。

会長

ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長

日程6 農地法に関する議案に入ります。

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の3ページをお願いします。

議案第12号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和6年7月12日提出。今月の3条許可申請件数は1件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 1,659 m²

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

整理番号1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

続きまして、担当委員より調査結果の報告を求めます。

27番委員

調査日は令和6年7月5日です。譲受人と譲渡人と3名で現地にてとりおこないました。

申請行為につきましては、本人が申請したもので内容に間違いはありません。

権利の設定、移転等の内容ですが、譲受人はこの土地を5、6年前から土地を借り入れており、高齢と後継者不足ため、農業規模を縮小したいと考えている譲渡人から農地を買い受けるための申請でございます。

効率的な利用について、取得する農地は自宅から500mほどで車で2、3分の場所であり、本人夫婦は農業50年の経験があります。農機具については、田植機、トラクター、コンバイン、軽トラ、耕運機を所有しています。現在所有する農地は水田が主であり、新たに取得する農地はソバ、野菜作りとして今までも利用していたとのこと。

以上のことから新たに取得する農地も効率的に耕作管理されると思います。

耕作管理計画ですが、新たに取得する農地は畑として活用しており、今後も畑として野菜等、作付けする予定とのことです。

転貸しについては、ありません。

地域との調和ですが、地域農業集落の取決めに従い、支障の無いように耕作を行うとのことです。

以上です。よろしくお願いいたします。

会長 事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 続きまして、議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定についてを議題とします。
事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の4ページをお願いします。
議案第13号 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和6年7月12日提出。今月の5条許可申請は3件です。

番号1（議案書の内容読み上げ）畑 151㎡
転用内容は、売買による資材置場となります。
農地の区分は、第3種農地に区分されます。

番号2（議案書の内容読み上げ）畑 378㎡
転用内容は、売買による駐車場15台となります。
農地の区分は、第3種農地に区分されます。

番号3（議案書の内容読み上げ）田 908㎡
転用内容は、売買による駐車場15台となります。
農地の区分は、いずれの区分にも該当しないため、第2種農地に区分されます。

以上で説明を終わります。

会長 整理番号1番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

31番委員 調査日は令和6年6月29日です。譲受人、譲渡人は遠方のため電話で対応いたしま

した。その足で、私が現地に行き、確認をいたしました。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

転用理由ですが、譲渡人が所有する農地がありまして、農地の隣接地に山林もありまして、譲渡人は遠方在住で農地の耕作と山林の保全が困難であることで、譲受人に農地と山林を一体で売却を希望しております。譲受人は色々な事業を行って、こちらを資材置場として有効活用したいとのことです。

資金については、自己資金で対応するとのことです。

他の権利者の同意ですが、他の権利設定はありません。

転用時期については、許可後すぐに着工したいとのことです。

他法令、都市計画法は事前協議が済んでおりまして、許可見込みとの回答を得ています。

転用面積は、151㎡で事業目的から考えて適正であると考えております。

周辺農地への影響ですが、万が一被害が発生した場合は、責任を持って対処するとのことです。

以上で報告を終わらせていただきます。何卒ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

整理番号2番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

29番委員

調査日は令和6年7月5日です。調査場所は、譲渡人は遠方のため、電話で対応していただきました。譲受人は譲受人の事務所で話をいたしました。

申請行為につきましては、本人が申請したものであり内容に間違いはないということです。

転用理由としまして、公民館の駐車場が手狭になったため、譲受人が申請地を取得し駐車場15台分を設置し、区民の利便性に寄与する。この様な理由のため必要性が有りと判断いたしました。

資金につきましては、自己資金が確保されています。

他の権利者の同意としまして、他の権利設定はありません。

転用時期ですが、許可後すぐに着工したいとのことです。

他法令につきましては、都市計画法等は該当いたしません。

転用面積は、転用面積378㎡で事業目的から考えて、適正であると考えます。

周辺への影響、付近の土地への被害防除策を講じますが、万が一被害が発生した場合、責任を持って対処するとのことです。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

会長

整理番号3番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

1番委員

調査日は令和6年7月2日と3日です。調査場所は、両人遠方のため電話で聞き取りを行いました。自分で現地は確認しました。

申請ですが、譲受人、譲渡人共に本人が申請したもので、内容に間違いはありません。

転用理由、譲渡人は遠方に居住しており永住する予定であります。令和4年に兄が他界、申請地を相続しましたが、遠方であり管理に苦慮しており、不動産業者に相談したところ譲受人が駐車場用地を探していると聞き、双方の希望が一致したので、今回の申

請となりました。譲受人は駐車場として整備し、駐車場不足のグランピング業者に賃貸することで申請しました。必要性は妥当と思われます。

資金ですが、土地の購入費、整地費は自己資金で対応するとのこと。

他の権利者の同意、他の権利者はありません。令和4年4月に兄より相続、所有権移転しております。

転用時期については、許可後令和6年8月から着工したいとのこと。

他法令は、ありません。

転用面積は908㎡で事業目的から考えて、適正であると思われます。

周辺農地への影響、付近の土地への被害防止対策を講じますが、万一被害が発生した場合は当方で対処するとのこと。

以上です。よろしくお願いいたします。

会長 事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 続きまして、議案第14号 非農地証明申請書の決定について を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の5ページをお願いします。

議案第14号 次のとおり非農地証明申請書が提出されたので委員会の決定に附す。
令和6年7月12日提出。今月の非農地証明申請は1件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 登記地目 畑 現況 山林 407㎡

こちらは、昭和50年ごろに植林されましたが、管理行為が出来ず山林化したとのこと。平成25年の航空写真でも確認し、非農地証明の要件である植林後10年以上経過し、山林としての樹幹が認められ、将来山林として維持管理が見込まれるものに当てはまります。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長 担当委員より調査結果の報告を求めます。

29番委員 調査日は令和6年7月5日です。調査場所は本人と電話で対応しました。

申請、本人が申請したもので、内容に間違いはありません。

現況の様子、人手不足のため植林し、管理不足のため雑木等が繁茂しました。

転用経緯、昭和50年頃に植林したことなので、転用から10年以上経過していることとなります。長年耕作管理を怠っており、農地への復元が困難となる状態まで放置してしまったとのことです。

所定の手続きをしなかった理由、農地法に無知だったため転用手続きをしなかったとのことです。

農地への回復、長年耕作されていなかったため、現地には雑木等が生い茂っている状態です。伐根、伐採、土壌改良など複数の整備を要する状態であり、農地への復元は困難と思われます。

農業生産力の高さ、土地改良事業は実施しておらず、周辺も山林で日当たりが悪く、農業生産力が高い農地ではありません。

他法令、他法令には抵触しておりません。

以上です。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 次に日程7 農業経営基盤強化促進法に関する議案を議題とします。
議案第15号 農用地利用集積計画の決定について 事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の6ページをお願いします。
議案第15号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。令和6年7月12日提出。
議案書7ページの議案第15号別紙資料 農用地利用集積計画申出書一覧表をご覧ください。

本議案は、公告予定日が7月16日の利用集積計画となります。

本議案における計画は農地中間管理事業による利用集積が27件で、合計面積は102,353㎡、農地を転貸しする者は静岡県農業振興公社です。

番号1～27番(議案書の内容読み上げ)55筆 102,353㎡

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長 ただ今説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

日程 8 農業委員会に関する議案を議題とします。
議案第 16 号 令和 7 年度農地利用最適化施策に関する意見及びその他農業施策に関する要望事項の提出について 事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の 13 ページをお願いいたします。

議案第 16 号 令和 7 年度農地利用最適化施策に関する意見及びその他農業施策に関する要望事項について、別紙のとおり提出したいので委員会の決定に附す。令和 6 年 7 月 12 日提出。

議案書 14 ページをお願いします。

本案は、皆様に前回 6 月の総会定例会でご提出いただいた意見及び要望事項を事務局で取りまとめたものでございます。今後の予定ですが、本日ご承認をいただいた後に、市から県農業会議に提出をし、県農業会議も県内市町の要望書を取りまとめて、常設審議委員会に諮り、その後県知事、県議会に提出するものです。

それでは、内容の説明をいたします。

(内容説明)

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長

ただ今事務局より説明がございました。ご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

こちらに関しては、県の農業会議の決定事項を県議会、県知事、その後に国会議員のところまで要望という形で出すようになっております。かなり現実的な案件も見られます。特に 18 ページの関係については、農機具が高いということで、農協でもアグリサポート事業で助成しております。農協関係に聞いていただいて、ご利用いただければと思います。また、加工品について、特に水かけ菜についての制度が変わり、家庭内で衛生的な物、食品衛生責任者の取得、手洗いを含めた作業場の新設等があります。昨日、2 市 1 町の総会に出席させていただいた際、隣市の会長から市の対応が早く、郷土の産物を守るには適正であったとお褒めをいただきました。そういった補助金を使っていたら、産業としての水かけ菜、わさび漬、その他漬物等の関係について、加工を進められる方は、農業委員会のほうでも地元に戻りましたら周知をお願いします。資金のほ

うは、利用できる制度がありますので、当局や農協に聞いていただき、少しでも農家所得の経費削減に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会長 ご意見、質問等ございませんか。

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。事務局を通じて県に報告させていただきます。よろしく願いいたします。

会長 これをもちまして、全ての審議が終わりましたので、事務局にお返しします。

事務局 (連絡事項)

1. 農地利用状況調査について (お礼)
2. 令和6年度農地利用最適化推進研修会について
3. 青年等就農計画認定について
4. 農業員会の委員の改選について
5. 先進地活動事例 (静岡県農業会議) の紹介並びに協議
6. 農業会議情報のご案内
7. 次回総会 8月13 (火) 午後2時00分
御殿場市民会館 3階 第7会議室
8. 農業委員会の視察研修にについて

事務局 連絡事項は以上となります。
委員の皆様からご意見等ございますでしょうか。

事務局長 長時間にわたり、ありがとうございました。令和6年度第4回総会を閉会いたします。

議 長

議事録署名人

7番

議事録署名人

8番
